

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

医師は、患者との関係においてその役割を担う職種であって、医師法19条の応召義務があるなど、免許を受けた者は、いずれも社会からの期待と同時にまた社会への責任を負う資格者である。従って医籍への登録及び抹消についての情報は常識的に公開されるべきものである。知事は、「当該個人の死亡・失踪等、抹消手続きを行った経緯が容易に推測することが可能になる」というが、そもそも人間いつかは死ぬもので、死なない人間はいないのであるから、社会からの使命を担う医師たるものその抹消の事実は明らかにされるのは、一度医師として登録した以上は、当然の理である。そして、抹消されたという事実は、死亡なのか失踪なのかの別を明らかにするものでもないから、経緯が明らかになるものとは必ずしも言えない。さらに、失踪宣告の場合は、基本的に官報に載る事になるから、知事がいうように仮に失踪を理由とした届出であるとすれば、それは公知の情報として公開されることとなるから、知事が失踪医師についての情報を公開しないということは適切でない。医籍が抹消されたという事実は、抹消後は、その氏名が検索できなくなることから、医師等資格確認システムで容易に確認することができる。従って、知事がいう「特定の個人の医籍を抹消した事実」自体、消極的公開ではあるにしても、そもそも公開されているものであると言え、知事が情報公開することによって新規に明らかになるというような性質のものですらない。

以上の通り、存否応答拒否としたことは、違法であって、全面的に失当の処分であるから、直ちに取り消されたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 判断理由

情報公開条例第11条該当

当該文書の存否を明らかにすれば、特定の個人の医籍を抹消した事実が明らかとなるほか、当該個人の死亡・失踪等、抹消手続きを行った経緯について容易に推測することが可能となる。

このような情報は情報公開条例第8条第1項第2号（個人に関する情報）に該当することから、本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、その存否を明らかにすることができない。

2 その他

異議申立人の申立理由として挙げられている「医師等資格確認システム」は、医師法第6条第3項の規定に基づく2年に1度の届出を行っていない医師は掲載されないため、当該システムで検索に表示されないことをもって医籍抹消の有無が明らかになるものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。条例第11条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものである。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件処分は、請求された行政文書が、実施機関において存在するか否かという情報が、条例第8条第1項第2号の規定に該当するとして条例第11条の規定を適用しているので、以下その該当性を検討する。

3 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又

は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」と規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに、条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

医籍とは、医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第5条の規定により、厚生労働省に備える医師免許に関する事項が登録されたものである。そして、法第6条第3項では、「医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない」と医師の届出義務について規定されており、医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下「令」という。）第6条第2項では、「医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、医籍の登録の抹消を申請しなければならない」と規定されている。また、法第30条の2の規定により、「厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする」とされている。

実施機関は、上記第4の1のとおり、「当該文書の存否を明らかにすれば、特定の個人の医籍を抹消した事実が明らかとなる」と主張している。一方、異議申立人は、上記第3の2のとおり、「医籍が抹消されたという事実は、抹消後は、その氏名が検

索できなくなることから、医師等資格確認システムで容易に確認することができる」と主張している。これに対して、実施機関は、「『医師等資格確認システム』は、法第6条第3項の規定に基づく2年に1度の届出を行っていない医師は掲載されないため、検索に表示されないことをもって医籍抹消の有無が明らかになるものではない」と主張している。

異議申立人の主張にある「医師等資格確認システム」は、法第30条の2の規定により、厚生労働省のホームページ上に設置されているものである。

そこで、「医師等資格確認システム」を確認したところ、当該システムでは、医籍の登録を抹消した者のほか、法第6条第3項の規定による届出を行っていない者等は、検索の対象とならないことが、当該システムの留意事項に記載されており、この点は実施機関の主張するとおりである。しかしながら、同項の規定による届出は義務付けられているものであり、当該届出の懈怠があり得るにせよ、通常は、医籍に登録されている者は、当該システムにおいて検索の対象となり、その情報は、法第30条の2の規定により公開が予定されているものと考えられる。このことから、医籍の登録の有無は、個人に関する情報ではあるものの、法令の規定により公開され、又は公開を予定されている情報であると考えられるため、条例第8条第1項第2号ただし書イに該当し、非開示情報には当たらないものと認められる。そして、医籍の登録を抹消申請した事実については、当該申請の内容が医籍の登録に反映されることとなることから、医籍の登録の有無と同様に、条例第8条第1項第2号ただし書イに該当し、非開示情報には当たらないと認められる。

次に、実施機関は、上記第4の1のとおり、請求された行政文書の存否を明らかにすれば、「当該個人の死亡・失踪等、抹消手続きを行った経緯について容易に推測することが可能となる」と主張している。

そこで、令第6条第2項の規定による申請に使用する「籍（名簿）登録まつ消（削除）申請書」の様式を見分したところ、抹消（削除）理由の欄は、「死亡・失そう・その他」の3つから選択する体裁となっていることが確認できる。これらの理由自体は、個人に関する情報であって、医籍の登録の有無とは関係なく、公開され、又は公開を予定されている情報ではないことから、条例第8条第1項第2号ただし書イには該当せず、かつ、同号ただし書ロに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、同号本文に該当するものと認められる。

確かに、実施機関が主張するとおり、請求された行政文書の存否を明らかにすれば、医籍の登録の抹消を申請した理由がこの3つのいずれかであることは推測できることになる。しかしながら、請求された行政文書の存否を明らかにしたとしても、その別までも明らかになるものではない。

また、仮に、請求された行政文書が存在し、当該文書を特定したとしても、当該欄を開示しないことにより、条例第8条第1項第2号本文の非開示情報は明らかになるものではないと考えられる。

以上のことから、請求された行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することにはならないため、同号に該当することを理由として、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当ではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に対し、請求された行政文書の存否を明らかにしても、非開示情報を開示することにはならず、実施機関が条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当でない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 5. 22	○ 諮問を受けた。(諮問第197号)
25. 12. 16 (第328回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 1. 27 (第329回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 2. 24 (第330回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 3. 20 (第331回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 4. 21 (第332回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
坂野智憲	法律家	
渋谷雅弘	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(平成26年5月22日現在)